

異語的同語について

武 部 良 明

要旨

語源的に異語でありながら同語のように扱われている語を異語的同語と名づけることにする。たとえば「探検」と「探險」の場合がこれである。

異語的同語の中には、普通の辞書で同じ見出し語のもとに併記されているものも多い。しかし「異境」「異郷」のように別の見出し語となっているものもある。さらに「看取」「観取」のように本来は音韻の異なる類義語でありながら音韻変化によって同音語となったために異語的同語化したものもある。また同音語の中には、「定石」「定跡」のように使用分野が異なる類義語でありながら一般語となったために異語的同語化したものもある。したがって異語的同語は、本来存在することばにあとで文字を当てたために異表記語となったものとも異なるのである。

ところで表記法辞典の行き方はどうかというと、表記の統一を意図した統合の中に、異語的同語の統合が見出せるのである。しかし、異語的同語の場合にはそれぞれに独自の見解が現われるた

め、その扱い方に種々の異同が見られるわけである。このことは表現及び理解の円滑化を旨とする国語教育の立場からも決して無視できないのである。

考察の対象

発言の中に「アフリカのケンキュウをしています」ということがあったとする。これを文字化する場合を考えてみると、ケンキュウという語に対する表記は「研究」である。したがって同じ発言の中にケンキュウという語が何回出てきても、これを文字化するにあたってはすべてを「研究」という形に統一してさしつかえないわけである。それは何回も出てきたケンキュウをすべて同じ語と考えて同じ表記とすることに、特に検討を要する問題は残されていないからである。しかし「アフリカのタンケン」をしています」ということばの場合は、多少とも事情が異なる。それはタンケンという語を文字化する場合に、「探検」と「探險」と二種類の表記が考えられるからである。

この場合、文字の意味からすれば「探」は「さぐる」である。

そうして「檢」は「しらべる」であり、「險」は「あぶないところ」である。したがって「探檢」は「さぐりしらべる」であり、「探險」は「あぶないところをさぐる」である。その点から見る限り語源的には「探檢」と「探險」とは異なる語と考えることも可能である。しかしタンケンという語を国語の辞書で引くと、「たんけん」という見出しのもとにその表記として「探檢・探險」というように併記されているのが普通である。それはタンケンという語に二種類の表記があり、そのどちらもまちがいではないということを示している。また日常の言語生活をふりかえってみても、タンケンという語に二種類あって使い分けられているという意識はない。すなわちタンケンの場合は、「探檢」「探險」という語源の異なる二つの語の異同を超越して「タンケン」という語そのものが使われていると考えてもよいのである。あるいは漢字による文字表記の面でこそ異なる語のように思えるけれども、要するに「探檢」と「探險」とは同じ語になっていると考えてもよいのである。ここで特に異語的同語と名づけたのは、たとえばこの「探檢」と「探險」のような場合のことである。

辞書による検討

異語的同語にはどんな語があるかということであるが、その収集の手助けとなるのが普通の国語辞書である。たとえばここにあげた「探檢」と「探險」の場合は、普通の辞書において同じ見出し語のもとに併記されている。そこで普通の辞書において同じ見出し語のもとに併記されている語にどんなものがあるか集めてみ

ると、たとえば「広辞苑」に次のような語が見出せるのである。

庄伏・庄服、陰謀・隱謀、榮養・營養、加担・荷担、
 款待・款待、起原・起源、氣転・機転、婦服・婦伏、
 屈伏・屈服、激震・劇震、激戦・劇戦、檢算・驗算、
 源泉・原泉、檢番・見番、檢分・見分、交代・交替、
 剛胆・豪胆、降伏・降服、酷薄・刻薄、語源・語原、
 故老・古老、根元・根源、残酷・殘刻、自乗・二乗、
 事態・事体、失心・失神、失体・失態、自動・自働、
 終生・終世、重態・重体、主導・首導、首謀・主謀、
 巡礼・順礼、情況・狀況、少食・小食、情勢・状勢、
 承服・承伏、植民・殖民、真紅・深紅、心身・身心、
 神髓・真髓、深切・親切、信服・信伏、素性・素姓、
 折衷・折中、造形・造型、走向・層向、喪心・喪神、
 粗雑・疎雑、粗放・疎放、粗略・疎略、太平・泰平、
 体様・態様、端挺・短挺、排列・配列、発憤・發奮、
 病原・病源、標札・表札、表題・標題、偏人・変人、
 発起・発企、露頭・露見

これらの語も、一つ一つを検討すると、「探檢・探險」の場合のように語源的には異なる語と考えることができる。しかし日常の言語生活において使い分けられているという意識がないこと、「探檢・探險」の場合と同じである。したがってこれらの語の場合も異語的同語と考えてよいのである。

以上は「広辞苑」を例にして検討したものであるが、このように拾い出しているうちに感じたことがある。それは日常の言語生

活において使い分けられているという意識のない語がすべて同じ見出し語のもとに併記されているわけでもないということである。たとえば「異境」と「異郷」であるが、「広辞苑」には別の見出し語としてそれぞれ次のように書かれている。

いきょう【異境】異なつた土地。他国。他郷。外国。
いきょう【異郷】異なつたさと。他国。他郷。

すなわち、「異境」と「異郷」とはとにかく別の見出し語となっている。そこにはその音韻こそ同じであるけれども、漢字による文字表記も異なり、意義も多少は異なり、要するに異語だという考えが現われている。しかしその言いかえ語として「他国・他郷」とあるところは同じである。また、たとえば「遠くイキウ」に散つたこれらの方々の霊前に」という発言を文字化する場合には、どちらのイキウを用いてもさしつかえなさそうである。もしもこの二つの異語においてその意義の差が前記の解説に見られる程度のものであるならば、日常の言語生活においてこれらを使い分けられているという意識がなくても、全くむりからぬところである。その点ではこの「異境」と「異郷」も、辞書の扱いはともかくとして、やはり異語的同語と考えることができるわけである。

なお、この「異境」と「異郷」においては、その意義の解説において「他国・他郷」と書かれている部分が同じである。しかし実際問題として見ると、辞書の解説においてこの「異境」と「異郷」ほど同一でなくとも、異語的同語と考えられる場合が多い。たとえば「親交」と「深交」であるが、「広辞苑」には次のように書かれている。

しんこう【親交】親しく交わること。したしいまじわり。
しんこう【深交】深く交わること。深い交際。

よく考えると、「交わり」そのものの実情において、「親しい」と「深い」とでは多少の相違があるかもしれない。しかし「わたしとシンコウのある田中博士が」という発言においていずれのシンコウであるかを識別することは困難である。このように考えてくると、異語的同語はさらにふえるのであり、たとえば次のような語の場合にも及ぶことになる。

違算・遺算、一緒・一所、威容・偉容、隱顯・隱見、
因襲・因習、英氣・銳氣、溫和・穩和、会心・快心、
感銘・肝銘、機運・氣運、基準・規準、季節・期節、
狂暴・兇暴、訓育・薰育、景勝・形勝、形態・形体、
決壊・欠壊、建言・献言、幸運・好運、剛健・剛堅、
校訂・校定、載録・採録、士氣・志氣、時期・時機、
実情・実状、首位・主位、終局・終極、終結・終決、
趣旨・主旨、主将・首将、主唱・首唱、首腦・主腦、
冗員・剩員、状態・情態、進撃・侵撃、人生・人世、
仲長・伸張、心服・信服、進路・針路、醉狂・粹狂、
正確・精確、精彩・生彩、生産・製産、清聴・静聴、
生来・性来、千載・千歳、即断・速断、即答・速答、
大剛・大豪、滞納・怠納、談義・談議、探求・探究、
丹精・丹誠、端正・端整、鎮静・沈静、挺身・挺進、
的中・適中、独特・独得、内情・内状、年期・年季、
敗残・磨残、繁雜・煩雜、繁多・煩多、悲境・悲況、

表決・票決、暴状・亡状、墓標・墓表、銘酒・名酒、
雄姿・勇姿

これらもまたここでいう異語的同語の例と考えてよいのである。

類義語との関係

異語的同語というのは、とにかく語源的に異なる語である。しかしその意義が同じであるか非常に似ているために使い分けられなくなったものである。したがってそれは、一般に類義語と言われているものに似た面を持っているわけである。たとえば、類義語としての「去年」と「昨年」についてみると、「広辞苑」には次のように書かれている。

きょねん〔去年〕昨年。去歲。こぞ。

さくねん〔昨年〕今年の前の年。去年。こぞ。

すなわち「去年」と「昨年」は、異語的同語「異境・異郷」の場合と同じく、その意義の解説において同じように書かれている。しかし両者の違いはその音韻である。すなわち一方はキ・ネンとサクネンという異なる音韻を持ち、一方はイキ・ウという同じ音韻を持っている。その点で異語的同語を異語としての普通の類義語と分けて扱うことにも十分な根拠が見出せるのである。

このように書いてくると、それは当然のことだとたれでも考えられる。しかしなぜここでわざわざこういう例を取り上げたかという点、実はこの同じ音韻とか異なる音韻とかいうのがくせものだからである。まず次のような語の場合はどうだろうか。

(1) 価格・価額、予見・予言、遺子・遺児、弔詞・弔辭、

収取・收受

(2) 官署・官省、採取・採集、許与・供与、名所・名勝、

輸送・郵送

(3) 流失・流出、措置・処置、多数・多衆

これらはいずれもその音韻が似ているために聞きまちがいやすい語である。実際にこれらの語の使われた発音を聞いたときにそのいずれであるかを聞き分けるには相当の熟練を必要とする。しかし両語の発音がどのように似ていても、両語の音韻が異なるものと意識されている限り、両語はやはり普通の類義語である。類義語の中に類音類義語という特別なグループを考えることは可能であるが、その音韻がとにかく異なっている点を重視すれば、やはりこれらを異語的同語とすることはできないのである。

しかしこれらの類義語の中には、異語的同語になりかねないものも存在するのである。この点もまた見のがすことができないのである。たとえば「賃金」と「賃銀」、「撒布」と「散布」などの場合がこれである。「賃金」と「賃銀」について見ると、本来は一方がチンキンであり他方がチンギンであり、両語は明らかに音韻が異なっていたのである。たとえば「広辞苑」のもとになった「辞苑」を見ると、チンギンのほうは次のように書かれている。

ちんぎん〔賃銀〕(名) ㊦ちんぎん。㊧〔経〕労働者が労働

して受ける報酬即ち労働所得。

これを見ると、「賃銀」の中に「賃金」の意味の場合もあるが、両語はその音韻が異なるために単なる類義語と見られていたことがわかるのである。ところが両語は発音が似ているために混同さ

れ、現在ではすでに異語的同語と考へてもよい状態になつてゐる。その点を反映したのが「広辞苑」のほうに見られる次のような扱ひ方である。

ちんぎん「賃銀・賃金」労働者が労働することによつてうけとる報酬。

このような異語的同語化の傾向は、「撒布」と「散布」にも見られるのである。「辞苑」のほうには次のように書かれていた。

さつぷ「撒布」(名)ふりまくこと。ふりかけること。

さんぷ「散布」(名)散り布くこと。散らししくこと。

ところが「撒布」には、つくりが「散」であるところから、サンブという読み方も行なわれるようになった。そのため「撒布」と「散布」との間に異語的同語化を考へてよい状態へと移つていった。「広辞苑」では「撒布」が次のように扱はれてゐる。

さつぷ「撒布」↓さんぷ

さんぷ「散布」(「さつぷ」の慣用語)ふりまくこと。ふりか

けること。散布。

すなわち、理論的に見る限り、普通の類義語と異語的同語とは本質的に異なる性質を持っていることは確かである。しかし類義語の中には、音韻の変化によつて異語的同語に変わる可能性のある語が存在することもまた否定できないのである。

この場合、「賃金」と「賃銀」や「撒布」と「散布」は個別的な問題とも言えるわけである。何となればすべての清音が濁音に統合されたり、つくりの同じ字がすべて同音になったりしたのではないからである。しかしこの種の音韻変化の中には、もっと一

般的なものも見出せるのである。たとえば「看取」と「観取」の場合はどうであらうか。「看取」と「観取」は、今でこそ同じ音韻となっているが、かつて異なる音韻であったことは、両語の歴史のなづかいの違ひが示している。すなわち「看取」は「かんしゆ」であり「観取」は「くわんしゆ」である。かつて両語の音韻が言ひ分けられていた時代には、両語は類義語ではあつたが明らかに異語であつた。しかし現在ではすでに両語とも同じ音韻になつてゐるのであり、そのために異語的同語化してゐるのである。このようにクワの音がカに統合されたために異語的同語となつたものを集めると、たとえば次のような語がある。

苛酷・過酷、干渉・関渉、干与・関与、五感・五官、出荷・出貨、総轄・総括、直感・直観、統轄・統括、理解・理会

これらもまた以前は類義語であつたに違ひないが、今はすでに異語的同語化したと考へてよいのである。

ところでこのように考へてくると、「か」と「くわ」だけでなく、広く歴史のなづかいの相違という立場から、同じようなことが次のような語の場合にも言えるのである。

委嘱・依頼、委託・依託、一応・一往、温情・恩情、究極・窮局、強固・鞏固、矯正・匡正、好意・厚意、交誼・厚誼、考究・攻究、広言・高言、効能・功能、斂夫・坑夫、興奮・昂奮、公平・衡平、差異・差違、従順・柔順、修練・習練、収録・集録、称賛・賞賛、上々・上乘、賞揚・称揚、常例・定例、常連・定連、

所業・所行、思量・思料、洗淨・洗滌、造作・雜作、
倉卒・忽卒、卓見・遠見、徵候・兆候、追及・追究、
獨習・獨修、特徵・特長、富裕・富有、未踏・未到、
名字・苗字、無用・無要、様子・容子、様相・容相、
容体・様体、老巧・老功、郎党・郎等

これらの語の場合も、歴史的かなづかいの相違が示しているように、本来は音韻が相互に異なっていたものである。しかし今は音韻が同じになってしまったのであり、その点で異語的同語化したと見られるのである。

これを要するに、異語的同語は相互に音韻が同じであるかどうかという点で普通の類義語と本質的に異なる性質を持っているわけである。ただし音韻が時代とともに変わること周知のとおりである。したがって普通の類義語のすべてが永久に相互に異なる音韻を維持するかどうかは予測できないのである。そのため異語的同語の中には音韻変化によって類義語から移ってきたものも決して少なくないのである。

同音語との關係

以上は異語的同語と類義語との關係であるが、異語的同語については、もう一つ、同音語との關係も問題になる。それは異語的同語そのものが相互に同音だというところに大きな特徴を持つからである。ただし一般に同音語が問題になるのは、音韻が同じで意義の異なるいわゆる同音異義語の場合である。たとえば「私立」と「市立」の場合がこれである。この種の同音異義語の場合

には、日常の言語生活においてもシリツに二種類あって使い分けられているという意識がある。聞き手においてどちらかわからないときは、聞き返すこともある。話し手のほうもその混同を防ぐため、ワタクシリツ、イチリツと言いつけることが行なわれている。その点でこの種の同音異義語は、使い分けられている意識のない異語的同語の場合と異なるのである。同じようにして「工業・鉱業、対象・対照、全文・前文、議院・議員」なども決して異語的同語と考えることはできないのである。またこの種の同音異義語の中には、その意義が非常に似ているために混用されがちなものもある。たとえば「保障」と「補償」の場合がこれである。しかし「保障」のほうは「悪い事態が起こらないように守る」ことであり、「補償」のほうは「悪い事態が起こったことに対し償う」ことである。実際の用例において「所得ホシ・ウ」が、社会保険關係で「所得保障」、米価算定關係で「所得補償」と用いられていても、それはそれぞれの本来の意義の相違によるものである。その限りにおいて「保障」と「補償」を異語的同語と考えることはできないのである。同じことは、たとえば次のような語の場合にも言える。

監査・鑑査、觀察・監察、究明・糾明、権限・權原、
現状・原状、自任・自認、体制・態勢、論及・論究

これらもまたそれぞれの根本の意義においてははっきりした相違がある以上、同音異義語として使い分けるほうがよいのである。しかしこのような使い分けも、たとえば「直行」と「直航」のような場合になると、多少は事情が異なるのである。途中でこへ

も寄らずに目的地へ行くことを一般に「直行」という。ただし一方に「航海」「航空」という語があり、海や空の場合はその「航」との関係で「直航」が用いられている。そうすると、「直行」は一般的な場合、「直航」はそのうちの一部に当たる限られた場合に用いられるようになる。この場合は、一般的には「直行」、ただし航海、航空の場合は「直航」という使い分けが行なわれ、その点で同音異義語となるわけである。そうしてこういう場合には、日常の言語生活において、特に話しことばの場合に、限られた意義の語のほうが一般的な意義の語のほうが理解されても、支障は起こらない。そのためとかく異語的同語化する傾向が見られるのである。このことは、たとえば次のような語の場合にも言えるのである。

一律・一率、改定・改訂、管理・監理、規定・規程、
競争・競走、訓示・訓辭、輕症・輕傷、經理・計理、
口述・公述、趣意・主意、習得・修得、終了・修了、
肅正・肅清、受賞・受章、上人・聖人、侵食・浸食、
侵入・浸入、制庄・征庄、前回・前会、提示・呈示、
排除・廢除、配布・配付、表示・標示、反則・犯則、
付与・賦与、並行・平行、編成・編制、補佐・保佐、
遊戯・遊技、要件・要件、用談・要談

このような場合にも、その限られた意義のほうを強調すれば同音異義語に違いないわけである。しかし日常の言語生活においては、一般的な意義の語との間に異語的同語化の傾向が見られることも否定できないのである。

また事情は異なるにしても、異語的同語化の傾向は、たとえば「定石」と「定跡」の場合にも見られるのである。この場合は、面語とも同じような意義の語であるが、慣用されている分野が違うわけである。すなわち、「定石」のほうは囲碁について言うときの語であり、「定跡」のほうは将棋について言うときの語である。その限りにおいて「定石」と「定跡」とは異語であり、同音異義語としての使い分けを必要とする語とならなければならない。ところがこのジョウセキという語は囲碁や将棋以外にも用いられるようになり、広く最善とされる決まったやり方を表わす一般語になった。そうすると、もはやその起源となったそれぞれの分野における使い分けが無視され、面語は異語的同語となってしまうのである。同じことは次のような場合にも言えるのである。

意思(法律)・意志(心理)、脅迫(刑法)・強迫(民法)、
集荷(産業)・集貨(通運)、成長(動物)・生長(植物)、
敷設(鉄道)・布設(ガス・水道)

また漢字そのものはそれぞれ独自の意義を持っていること周知のとおりである。そのためそれらの漢字が複合してできた熟語もそれぞれの意義の相違をその熟語の意義の相違に持ち込むことになる。たとえば「受験」と「受検」の場合がこれである。「受験」は試験を受けることであり、「受検」は検査を受けることである。検査だけでなく、検閲、検定の場合も「受検」になる。そこで検定試験の場合はどうかという点、検定を受ける面を重視すれば「受検」になり、試験を受ける面を重視すれば「受験」になる。実際は、英語、編物、硬筆習字、速記などの検定試験について

て見ると、とにかく両語が混用されている。ツェケン者はどちらのツェケンの気持ちでツェケン料を払ってツェケン票をもらっているかという点、必ずしも意識されているとは言えないし、使い分けの意識がなくても支障は起こらない。その点で検定試験の場合には「受験」と「受験」が異語的同語化していると考えられるのである。すなわち、同音異義語として使い分けなければならない語の中にも、場合によって異語的同語化してしまう語が存在するわけである。そのことは次のような場合にも言えるのである。

実体（実際のかたち）・実態（実際のような様子）

作成（書類・計画）・作製（図表・戸籍簿）

移譲（同列のものへ移す）・委譲（下級のものへ移す）

労資（労働者と資本家）・労使（労働者と使用者）

規制（制限する）、規正（正しくする）

このように、分野や根本の意義の差を無視して異語的同語化する傾向は、次のような語の場合にも見られるのである。

夏季・夏期、過小・過少、鑑賞・観賞、起因・基因、機械・器械、起點・基点、共同・協同、均斉・均勢、詐欺・詐偽、時勢・時世、秋季・秋期、取得・拾得、受精・授精、需要・需用、春季・春期、招集・召集、食糧・食料、心身・心神、推賞・推奨、成育・生育、専有・占有、専用・占用、即決・速決、即効・速効、聴聞・聴問、定年・停年、的確・適確、当期・当季、冬季・冬期、非難・批難、復元・復原、不要・不用、別条・別状

これらもまた本来は同音異義語として使い分けられている語である。しかし実際にはその使い分けを意識しなくてもよい場合が多いのであり、その場合には異語的同語化になっているわけである。

これを要するに、同音異義語であればその意義の差が明らかである。したがってその限りにおいて同音異義語を異語的同語と考えることはできないのである。しかし同音異義語の中にはその意義が似ているか同じでありながら使い分けられているものも少なくない。そうしてそのような事情のところには異語的同語化の傾向が見られることもまた否定できないのである。ここにあげた例の中で、たとえば「広辞苑」が次のような語を同じ見出し語のもとに併記しているのは、そのような異語的同語化の傾向を認めたものと考えられるのである。

受精・授精、定年・停年、当期・当季、犯則・反則、非難・批難、復元・復原、敷設・布設

また、次のように書かれているものも少なくないのである。

きいん〔起因〕おこり。はじまり。原因。

きいん〔基因〕原因。おこり。もと。

このように考えてみると、最初にあげた異語的同語の例の中にも、一つ一つを検討すれば、その使用の初期において独自の使用分野を持っていたものがあるに違いないのである。すなわち異語的同語の中には、同音異義語から移ってきたものも数多く見られるわけである。

異語的同語の問題点

このように考察してみると、異語的同語というものはとにかく存在するのだということがわかる。それらにはどんな語があるか、どういふ経緯の語があるかということなども一応明らかにした。そこで次の問題は、異語的同語という考え方を導入することによってどのような効能があるかということであるが、この問題を切実に考えなければならぬ分野の一つが速記の立場である。それは速記というのが話したとおりの文字化を意図しているからである。その場合、異語的同語に関しては、日常の文字づかいにおいてとかく両方の表記が混用されがちだということが言える。それはどちらを書いてもまちがいではないのであり、したがってどちらを書かなければいけないということにはならないからである。しかし発音の正確な文字化を意図する速記の立場では、どちらを書いてもまちがいではないというだけの理由で、そのつどどちらを書いてもよいということにはならない。何となれば、同じ人の発音の中にタンケンということが何回も出てきて、その文字化がそのつど「探検」になったり「探険」になったりしていたのでは、同じことばの文字化として適切でないからである。そこで、どちらの表記でもまちがいではないというときには、あらかじめどちらかの表記に統一しておいたほうが好ましいということにもなる。このことは大ぜいの人の分担執務にもかかわらずその文字づかいを統一しようとするときに、いっそう必要だと考えられるようになった。そこでタンケンという語に対してあらかじめ「探検」のほうに統合しておき、もって表記の統一をはかるというのが速記の立場である。

ところで、「表記の統一」ということになる、思い合わされるのが「表記のゆれ」との関係である。表記のゆれている語もまた速記の立場であらかじめ明らかに決めておく必要のある語となるのは当然である。そのため異語的同語を表記のゆれの一種として扱う考え方も、一応は成り立つのである。たとえば国語審議会(第五期)で「語形のゆれ」を取り上げた中に、結果的に見てここである異語的同語が含まれていたのも、このような考え方に基づくものである。しかしそのときに国語審議会が資料とした「二つの書き方がある語」の一覧表を検討してみると、そこには大きく分けて次の二種類のものが含まれている。

(1) 正しい表記とまちがった表記とがあるもの

(2) 両方とも正しい表記として行なわれているもの

この場合、(1)に関しては正しい書き方だけが本来存在する形である。したがってこの範囲では異語的同語という考え方は成り立たないのである。たとえば「専門」と「専門」であるが、正しい形は「専門」であり、「専門」はまちがった形だとされている。その限りにおいて日本語として存在するのは「専門」だけであり、そこに異語的同語を考える余地はないのである。したがってここでいう異語的同語は、当然(2)のほうになるはずである。しかし詳細に検討すると、(2)に含まれるものすべてを異語的同語と考えることもできないのである。それは、たとえば「肩代わり・肩替わり」の場合と「探検・探険」の場合とを同列に考えることができないからである。極端な言い方をすれば、「肩代わり・肩替わり」のほうは、本来存在するカタガワリということばにあとで漢字を

当てたために異表記語となったものである。すなわち「肩代わり・肩替わり」は異表記同語であつて本来は同語である。これに對して「探検・探險」のほうは、語源的に相互に異語として存在していたものが同語のように扱われるに至つたものである。ここでいう異語的同語はすべて後者のほうであつて前者とは本質的に異なるのである。また本来存在することばにあつて文字を当てたために異表記語になつたものという立場から見ると、かなづかい、送りがな、漢字の字体、漢字かかななどによる相違もこれに含まれるわけである。これらによつて生じた表記の相違も異表記同語であつて、異語的同語と考えることはできないのである。

次に異語的同語の統合による表記の統一であるが、このこと自体は何も速記の分野にだけ行なわれていることではないのである。たとえば国語審議会(第三期)の報告「同音の漢字による書きかえ」も、この種の統合を積極的に進めたものの一つと考えられるからである。「同音の漢字による書きかえ」に関しては、一般に当用漢字表の施行にもなつて当用漢字表外の漢字を含む語を当用漢字表内の漢字に書きかえることに關する例示だと考えられている。その場合の「書きかえ」という考え方であるが、確かに「廻転」というのを「回転」としたのは、「廻」という字を新たに「回」という字に書きかえたものである。「銓衡」を「選考」としたのは、「銓衡」という語に新しい表記「選考」を考え出してそれに書きかえたものである。しかし一つ一つをよく検討すると、実はこのような書きかえのほかにもむしろ異語的同語の統合と見たほうがよい例も多いのである。たとえばその中に次のよ

うな語の統合があるが、これらは戦前の辞書「辞苑」においてもすでに同じ見出し語のもとに併記されていた異語的同語である。

愛欲・愛慾・安逸・安佚・安佚・暗唱・暗誦・恩義・恩誼、
 格闘・格闘、肝心・肝腎、飢餓・饑餓、稀少・稀少、
 希代・稀代、喫水・吃水、旧跡・旧蹟、凶器・兇器、
 御者・馭者、決壊・決潰、月食・月蝕、險阻・嶮阻、
 巖然・巖然、交歎・交驪、宏大・宏典、香典・香奠、
 強欲・強慾、骨格・骨路、贅辭・讚辭、刺激・刺戟、
 死体・屍体、手跡・手蹟、消暑・銷夏、障害・障碍、
 書簡・書翰、食欲・食慾、專斷・擅斷、象眼・象嵌、
 倉皇・蒼惶、總合・綜合、阻止・沮止、退色・褪色、
 大欲・大慾、奪掠・奪掠、暖炉・煖炉、注解・註解、
 注釈・註釈、注文・註文、抵觸・牴觸、丁寧・叮嚀、
 日食・日蝕、暴露・曝露、薄倖・薄倖、反乱・叛乱、
 飛語・蜚語、筆跡・筆蹟、放棄・拋棄、無知・無智、
 離反・離叛、連合・聯合、連盟・聯盟、連絡・聯絡、
 また次のような語の場合は、同じ見出し語のもとに併記されては
 いないが、すでに異語的同語と見てよい段階になっている。

陰影・陰翳、快活・快瀾、回復・恢復、壞乱・潰乱、
 奇形・畸形、奇談・綺談、強固・鞏固、決起・蹶起、
 興奮・昂奮、広野・曠野、講和・媾和、收集・蒐集、
 衰退・衰頹、生息・棲息、洗淨・洗滌、先端・尖端、
 掃滅・剿滅、退廢・頹廢

これらに關しては、同音の漢字による書きかえではなく、異語的

同語の統合と見たほうが実情に適しているのである。

もっとも、「同音の漢字による書きかえ」の中でも、たとえば「記事」と「徽章」を「記事」に統合したのは、多少事情が異なるのである。このほうはかつて次のように同音異義語として使い分けていたものを一方に統合した例だからである。

記事——記念のために関係者に与える標章、従軍記事、御大

典の記事

徽章——身分、職務、名譽等を表すための標章、帽子の徽章、議員徽章

このうち「徽」が当用漢字表にないために「記事」と「徽章」を「記事」に統合したのである。同じように以前は使い分けていたものを統合したのに、次のような語がある。

援護・掩護↓援護、障壁・牆壁↓障壁、尋問・訊問↓尋問、破棄・破毀↓破棄、溶解・鎔解↓溶解

しかしこのような統合が可能になったのも、両語が異語的同語化の傾向を持っていたからだと考えられるのである。同じ行き方は、法律用語平易化の線にそって行なわれた「法令用語改正要領」(内閣法制局)の中にも見出すことができる。その中で「統一して用いる」ことになった次のような語の場合がこれである。

改定(改訂)、干渉(関渉)、関与(干与・干預)、規制(規正・規整)、規律(紀律)、經理(計理)、交代(更代)、作成(作製)、主管(主幹)、招集(召集)、消却(銷却・償却)、状況(情況)、侵害(浸害)、總括(總轄)、提示(呈示)、提出(呈出)、定年(停年)、統括(統轄)、配布(配付)、破棄(破

毀)、表示(標示)、和解(和譜)

異語的同語の統合は、同音異義語としての使い分けのやかましい法律用語の面でも行なわれるようになったのである。このような次第であるから、文字づかいの規範を示した表記法辞典の中に異語的同語の統合と考えられる要素が盛り込まれてきたのも、また当然の成り行きだと言えるわけである。

結 語

これを要するに、異語的同語に関して行なわれる統合は、速記の分野以外でもいろいろと見られるようになったのである。この場合に一般的な慣用や文字づかいの規範を尊重しながらも、そういうわく内で独自の統合をはかることはもちろんさしつかえないわけである。しかし異語的同語の場合には、その統合の中にこのような慣用や規範の範囲を越えて行なわれる独自の見解が見られることもまた否定できないのである。しかも見のがしてならないのは、その場合に、どの範囲の語までを異語的同語と認めるか、それをどちらの語に統合するかに関し安定しない部分が見られるということである。

たとえば、この種の表記法辞典として割合に広く用いられている「用字用語辞典」(広田栄太郎編)の場合であるが、異語的同語の扱い方という観点から見ると、その旧版(昭和二十八年版)と新版(昭和三十五年版)との間に、次のような異同が見出せるのである。

(1)「異郷・異境」「表決・票決」のように旧版で統合していな

がら新版で書き分けたもの

(2) 「別条・別状」「神髓・真髓」のように旧版で書き分けていながら新版で統合したもの

(3) 「容態・容体」「少憩・小憩」のように旧版と新版とで統合の方向が異なるもの

そうしてこの種の改訂そのものについて見ると、これがまた表記法辞典によって異なるのである。たとえば「半面」と「反面」であるが、これが次のようになっていっている。すなわち「用字用語辞典」の場合は、旧版において「半面」に統合していたが、新版において使い分けている。しかし数多くの表記法辞典の中にはこの逆の行き方をしたのも見出せるのである。たとえば「新聞用語集」(日本新聞協会編)の場合であるが、その昭和三十五年版において「半面・反面」を使い分けていたが、昭和三十六年版において「半面」に統合している。「新聞用語集」は多くの新聞社が文字づかいの規範として採用している表記法辞典であるから、この面での影響も決して少なくないのである。

しかしよく考えてみると、異語的同語の扱いに見られるこのような異同には、全くむりからぬ事情も考えられるのである。何となれば、すでに見てきたとおり、異語的同語というのは本来は異語であるから、その点を重視すれば使い分けにも十分な根拠が存することになる。また同語のように扱われている面を重視すれば統合にも十分な理由が見出せることになる。さらにその統合であるが、どちらがまちがいではない限り、どちらに統合してもさしつかえないのである。すなわち表記法辞典に見られる異語的同語

の扱い方の異同は、むしろ異語的同語の本質を反映しているとも言えるのである。ところでそうなる、異語的同語に見られるこのような実情は、国語教育の面からも決して無視できないと言えらるのである。それは国語教育が表現及び理解の円滑化のために同音異義語の使い分けを取り上げているからである。そうしてその場合に同音異義語として使い分けるべきか、異語的同語として統合すべきかに関し、不安定な語が存することは、以上見てきたとおりである。したがって、もしもたとえば入学試験の問題として、表記法辞典における経緯を顧みずに「半面」と「反面」の使い分けに関する出題をしたらどうなるか。その場合には受験生の学力の判定に公平な成果を期待することができないわけである。これはほんの一例であるが、このように見ると、異語的同語に関連する諸問題は、国語教育の面にも大きな影響を持つことがわかるのである。したがって国語教育の関係者も、異語的同語の動向に決して無関心であってはならないのである。表記法辞典の編集にあたっては、異語的同語の扱いには特に慎重な態度が望まれるゆえんである。